

令和8年2月24日提出

令和8年2月定例県議会付議案 議案第72号関係

鳥 取 県

令和8年2月定例県議会付議案

目 次

議案第72号	鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	1
--------	---	---

条 例

議案第72号

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例 に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第7節 略</p> <p>第8節 自動車税 <u>(第135条—第146条)</u></p> <p>第9節・第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第7節 略</p> <p>第8節 自動車税</p> <p>第1款 <u>通則 (第135条—第137条の3)</u></p> <p>第2款 <u>環境性能割 (第137条の4—第137条の16)</u></p> <p>第3款 <u>種別割 (第138条—第146条)</u></p> <p>第9節・第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表</p>

行う場合にあつては納付書、納入書又は第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の6第2項に規定する総務省令で定める方法により、前項第4号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の8第1項に規定する総務省令で定めるところにより行うものとする。

3 略

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
不動産取得	略
税	取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損

行う場合にあつては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の6第2項に規定する総務省令で定める方法により、同項第4号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の8第1項に規定する総務省令で定めるところにより行うものとする。

3 略

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
不動産取得	略
税	取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損

<p>壊した場合</p>	<p>壊した場合</p>
<p>自動車税</p>	<p>自動車税の 環境性能割</p>
<p>自動車税</p>	<p>自動車税の 種別割</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合</p>	<p>(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合</p>

は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略	
(8) 軽油	略
引取税	エ 法第144条の22第4項 (法第144条の25第5項 において準用する場合 を含む。) の規定によ り法第144条の2第1項 の規定による引取りと みなされた免税軽油の 引取りに係る税額
	当該税額に係る納期 限の翌日から1月を 経過する日までの期 間

は、年7.3パーセントとする。) を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

略	
(8) 軽油	略
引取税	エ 法第144条の22第4項 (法第144条の25第5項 において準用する場合 を含む。) の規定によ り法第144条の2第1項 の規定による引取りと みなされた免税軽油の 引取りに係る税額
	当該税額に係る納期 限の翌日から1月を 経過する日までの期 間
(9) 自動 車税の環 境性能割	ア 第137条の17第1項の 規定により不足税額を 納付する場合の税額
	当該不足税額の納期 限までの期間又は当 該不足税額の納期限

	<p>イ 法第164条第2項の規定により徴収猶予した税額</p>	<p>の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>ウ 第137条の10第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額（イに掲げる税額を除く。）</p>	<p>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	
<p>エ 第137条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額（イに掲げる税額を除く。）</p>	<p>当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	

<p>とされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならぬ。</p> <p>3～5 略</p> <p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3</p>	<p>きこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならぬ。</p> <p>3～5 略</p> <p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)</u>には、<u>法附則第5条の4第1項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>
<p>平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限</p>	<p><u>2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限</p>

<p>り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年（<u>同法第41条第1項に規定する居住年をいう。次項において同じ。</u>）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）<u>においては、前項の規定の適用を受けないと</u>きは、<u>法附則第5条の4第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>	<p>り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）<u>において、前項の規定の適用を受けないと</u>きは、<u>法附則第5条の4の2第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>
<p><u>2</u> 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合（居住年が平成26年から令和3年までの場合に限り。）は、<u>法附則第5条の4第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>	<p><u>3</u> 所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合（居住年が平成26年から令和3年までの場合に限り。）は、<u>法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>
<p><u>3</u> 略</p>	<p><u>4</u> 略</p>

は、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第7条の2第2項（法附則第7条の3第1項又は第2項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所 の所在地	期間
----	----------------	----

割の額に相当する金額とする。

2 所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、法附則第7条の2第2項（法附則第7条の3第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所 の所在地	期間
----	----------------	----

<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人 ハーモニイカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町 才代299</td> <td>令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで</td> </tr> </table> <p>略</p>	特定非営利活動法人 ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで	<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人 ハーモニイカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町 才代299</td> <td>令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人 グリーンソーンリーズム もちがせ</td> <td>鳥取市用瀬町 屋住278</td> <td>令和元年8月1日から 令和6年7月31日まで</td> </tr> </table> <p>略</p>	特定非営利活動法人 ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで	特定非営利活動法人 グリーンソーンリーズム もちがせ	鳥取市用瀬町 屋住278	令和元年8月1日から 令和6年7月31日まで
特定非営利活動法人 ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで								
特定非営利活動法人 ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町 才代299	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで								
特定非営利活動法人 グリーンソーンリーズム もちがせ	鳥取市用瀬町 屋住278	令和元年8月1日から 令和6年7月31日まで								
<p>5 略</p> <p>(不動産取得税の免税点)</p> <p>第81条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあっては<u>16万円</u>、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区分された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき<u>66万円</u>、その他のものにあつては1戸につき<u>34万円</u>に満たない場合に</p>	<p>5 略</p> <p>(不動産取得税の免税点)</p> <p>第81条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあっては<u>10万円</u>、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区分された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき<u>23万円</u>、その他のものにあつては1戸につき<u>12万円</u>に満たない場合に</p>									

おいては、不動産取得税を課さない。

2 略

第134条の26 削除

おいては、不動産取得税を課さない。

2 略

(軽油引取税の税率の特例)

第134条の26 平成22年4月1日以後に第134条の23第1項の表(1)

若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭酸化水素

油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭酸化水素油の販売、同表

(5)の炭酸化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の

消費、譲渡若しくは輸入(次条において「軽油の引取り等」とい

う。)が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務

者が同表(6)の規定に該当するに至った場合(次条において「特

別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合」という。)における

軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1キ

ロリットルにつき、3万2,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例)

第134条の26の2 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に軽油の引取り等が行われた場合又は同日以後に特別徴収義務の消滅に係る所有に至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

第1款 通則

(用語)

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

<p>それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車 法第145条に規定する自動車をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ガソリン自動車 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車をいう。</p> <p>(4) 石油ガス自動車 法附則第12条の3第1項第1号に規定する石油ガス自動車をいう。</p> <p>(5) 軽油自動車 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車をいう。</p> <p>(6) 電気自動車 電気を動力源とする自動車(燃料電池自動車を含む。)で内燃機関を有しないものをいう。</p>	<p>それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 環境性能割 法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。</p> <p>(2) 種別割 法第145条第2号に規定する種別割をいう。</p> <p>(3) 自動車 法第145条第3号に規定する自動車をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの(次号に掲げるものを除く。)をいう。</p> <p>(6) 水素自動車 水素を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。</p>
---	--

<p>(7) <u>電気自動車等</u> <u>電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車をいう。</u></p> <p>(8) <u>自家用乗用車等</u> <u>自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキヤンピング車をいう。</u></p> <p>(9) <u>一般乗合用バス</u> <u>法第154条第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バスをいう。</u></p> <p>(自動車税の納税義務者等) 第135条の2 自動車は、自動車に対し、その所有者に課する。</p>	<p>(7) <u>天然ガス自動車</u> <u>法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。</u></p> <p>(8) <u>電力併用自動車</u> <u>法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。</u></p> <p>(自動車税の納税義務者等) 第135条の2 自動車は、自動車に対し、当該自動車の取得者に</p>
--	---

<p>環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。</p> <p>2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他法第146条第2項の施行令で定める者を含まないものとする。</p> <p>3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</p> <p>(自動車税のみならず課税)</p> <p>第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、</p>	<p>環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。</p> <p>2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他法第146条第2項の施行令で定める者を含まないものとする。</p> <p>3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</p> <p>(自動車税のみならず課税)</p> <p>第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、</p>
---	---

自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が新規登録を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

割を課する。

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ

に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、地域住

民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困

難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両

の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する

一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が合

和9年3月31日までに行われたときに限り、第135条の2第1項

の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

(自動車税の課税免除)

第137条

次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、環境

性能割を課さない。ただし、第2号及び第3号に規定する自動車

にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

<p>(1) <u>公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車</u></p> <p>(2) <u>一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車</u></p> <p>(3) <u>特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に新規登録又は道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この節において「移転登録」という。）を受けたものに限る。）</u></p>	<p>次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>自動車税</u>を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(自動車税の減免)</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>種別割</u>を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(自動車税の減免)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、<u>自動車税</u>を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(自動車税の減免)</p>

第137条の2

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の環境性能割

の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する

場合には、規則で定めるところにより、環境性能割を減免するこ

とができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当す

ることにより環境性能割の減免を受けた者に対しては、当該減免

の対象となった自動車の取得の日から2年（当該自動車の取得が

最初の新規登録に係るものである場合にあつては、3年）以内に

行った新たな自動車の取得については、災害、盗難等により故

障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を

除き、環境性能割を減免しないものとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために

自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この条及

び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等

と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が

取得したものに限る。）

<p>イ <u>当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車</u></p> <p>ウ <u>当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限定する。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車</u></p> <p>(2) <u>構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合</u></p> <p>(3) <u>専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のもを取得した場合</u></p>	
<p>2. 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、<u>種別割</u>を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより<u>種別割</u>の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減</p>	<p>知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、<u>自動車税</u>を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより<u>自動車税</u>の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減</p>

<p>免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) <u>身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために</u>自動車が必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この号において「<u>身体障害者等</u>」という。）又は<u>身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する</u>場合</p> <p>ア <u>当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）</u></p> <p>イ <u>当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車</u></p> <p>ウ <u>当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車</u></p>	<p>当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別を減免することができる。</p> <p>(1) <u>身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が前項第1号アからウまでのいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合</u></p>
--	--

(2)・(3) 略

2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3

(2)・(3) 略

3 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により種別割を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の構造の変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額